

受動喫煙に関する調査結果

(医療健康局健康増進課)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

受動喫煙防止対策の強化を目的として、平成30年7月に健康増進法が改正されたことを踏まえ、本県にふさわしい受動喫煙防止対策を検討するため、調査を行った。

(2) 調査期間・回収率等

	調査対象	調査期間	標本数	回収数	回収率
県民意識調査	県内在住の20歳以上の男女	8/27～9/10	3,000	1,559	52.0%
飲食店実態調査	県内に所在する飲食店	8/27～9/10	3,000	1,058	35.3%
屋外施設等実態調査	県内の主たる場所が屋外の施設(スポーツ施設等)	8/13～8/31	520	263	50.6%

※調査期間後に回答のあったものも回収数に含めている。

2 主な調査結果

(1) 県民意識調査(調査項目数18)

①過去1年間でどのようなところで受動喫煙にあったか(「あった」の割合が上位のもの等)

飲食店	路上	職場	家庭	駅等
59.8%	58.1%	26.7%	16.7%	32.2%

②国の健康増進法の改正内容について、受動喫煙防止対策としてどのように感じるか

十分である	不十分である	その他	無回答
46.6%	42.7%	5.1%	5.6%

③小規模飲食店に対する喫煙の規制についてどう考えるか

	回答割合
店頭表示を行うことで、禁煙・分煙・喫煙可は飲食店が選択	38.8%
業種等を問わず原則禁煙	28.2%
酒類を主として提供する店のみ喫煙可で他は原則禁煙	18.3%
規制は不要	5.5%
従業員がいる店は原則禁煙	3.8%
その他・無回答	5.4%

④飲食店等の入口に喫煙の可否(禁煙、分煙、喫煙可等)の表示があれば、利用をする際、入店するかどうかの参考にするか

	回答割合
参考にする	79.9%
参考にしない	18.5%
無回答	1.6%

(2) 飲食店実態調査（調査項目数 22）

①店舗の客席面積、経営形態

	回答割合
既存特定飲食提供施設（客席 100 m ² 以下かつ個人経営又は中小企業）	72.6%
既存特定飲食提供施設以外（客席 100 m ² 超又は大企業）	15.9%
その他・無回答	11.5%

②受動喫煙防止対策を行っているか

		回答割合
受動喫煙防止対策を行っていない		48.9%
受動喫煙防止対策を行っている	敷地内禁煙	4.6%
	建物内は完全禁煙（喫煙専用室なし）	21.1%
	建物内は原則禁煙（喫煙専用室あり）	3.8%
	建物内は完全分煙（飲食可）	3.3%
	建物内は不完全分煙（たばこの煙の流出あり）	4.1%
	昼食時など一定の時間帯のみ禁煙	3.6%
	その他・無回答	1.4%
小 計		41.9%
無回答		9.2%

③喫煙の可否（禁煙、分煙、喫煙可等）を表示しているか

表示している	表示していない	無回答
30.1%	66.5%	3.4%

④国の健康増進法の改正内容について、どう感じているか

賛成	反対	どちらとも言えない	その他	無回答
61.4%	14.7%	4.9%	8.4%	10.5%

※その他の回答のうち「どちらとも言えない・わからない」が多かったため、個別に集計

⑤2020年4月以降の受動喫煙対策の予定

	回答割合	現状値
敷地内禁煙	8.4%	4.6%
建物内は完全禁煙（喫煙専用室なし）	25.9%	21.1%
建物内は原則禁煙（喫煙専用室あり）	5.6%	3.8%
建物内は完全分煙（飲食可）	3.3%	3.3%
店頭表示を行い、店内喫煙可（既存小規模店のみ選択可）	21.9%	—
その他・無回答	34.9%	—

(3) 屋外施設等実態調査（調査項目 13）

①回答があった施設の業種

	回答割合
競輪・競馬・オートレース	2.3%
野球場、サッカー場、テニス場、ゴルフ場等のスポーツ施設	56.6%
遊園地、動物園、植物園、水族館	8.4%
キャンプ場	8.7%
公園	24.0%

②屋外において受動喫煙防止対策を行っているか

		回答割合
受動喫煙防止対策を行っていない		18.6%
受動喫煙防止対策を行っている	完全禁煙	4.2%
	喫煙専用場所（たばこの煙の流出防止あり）を設置	13.3%
	喫煙所（たばこの煙は流出）を設置	51.7%
	その他・無回答	10.7%
小 計		79.9%
無回答		1.5%

③喫煙の可否（禁煙、分煙、喫煙可等）を表示しているか

表示している	表示していない	無回答
48.7%	50.2%	1.1%

(4) 共通事項

受動喫煙防止対策を進めるために行政が取り組むことが望ましい対策（複数回答可）

	県民	飲食店	屋外
受動喫煙へのマナー向上のための普及啓発	60.2%	45.3%	73.0%
未成年者への喫煙防止教育	57.6%		
受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	54.1%	35.5%	43.0%
駅前など公共の場所での喫煙所の整備	47.7%	28.8%	15.6%
たばこをやめたい人への禁煙支援	38.4%	23.9%	16.3%
受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化	34.3%	15.1%	5.7%
健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底	28.3%	16.8%	28.5%
施設管理者等が実施する受動喫煙防止策への経済的支援	18.4%	15.3%	27.0%

※ 1 県民意識調査の回答割合が 25%以下のものは、経済的支援を除き記載省略

※ 2 「未成年者への喫煙防止教育」は飲食店実態調査、屋外施設等実態調査では選択肢として設定せず